

第6日

令和3年6月15日（火）

午前10時零分開議

○議長（半田雄三君） これより本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は18名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりでございます。御了承願います。

日程に従い、一般質問を行います。

質問通告者及び順位は、お手元に配付のとおりであります。申し合わせにより、1人当たりの質問時間は答弁時間を含めて60分以内となっております。御了承願います。

それでは、最初に2番徳永秀俊議員の質問を許可します。2番徳永秀俊議員。

（2番徳永秀俊君登壇）

○2番（徳永秀俊君） 皆さん、おはようございます。公明党の徳永秀俊でございます。市民の皆様のお力で議員にならせていただきまして、早2年がたちました。まだまだ勉強不足のところもございますが、市民の皆様の小さな声を聞く力をしっかりと磨いていくことを大事にし、市政に反映できるようにしっかりと頑張ってまいりますので、どうぞ皆様よろしく願いいたします。

さて、コロナ禍の長引く影響で、様々な部分、経済、教育、介護、防災、減災、あらゆる面で新しい生活様式が求められているところでございます。現在、本市ではワクチン接種に職員の皆様が総動員で取り組んでいただき、大きなトラブルもなく、順調に進んでおります。予定では、7月中に高齢者の方の接種も終わるそうであります。

先日、接種会場を見させていただきましたが、接種の流れや換気、トイレや手洗い場所の増設をしっかりとしてあり、市民の皆さんも安心して接種していただけるものと確認いたしました。

本日の質問は、通告をしておりました質問の順番を変えさせていただきました、3つのことを質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、介護について質問をさせていただきます。続きまして、防災・減災について質問をさせていただき、最後にコロナ禍支援についてでございます。

これより先は質問席に戻りまして質問をさせていただきます。執行部の皆様、よろしく願いいたします。

（2番徳永秀俊君降壇）

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） 最初に、介護について質問をさせていただきます。

介護の中の介護する家族などのケアラー支援について質問をさせていただきます。

質問の趣旨は、ケアラーと言われる家族などの介護を無償で行っている人たちへの支援をいかにあるべきかを問い、リスクの高いケアラーを早期に発見をし、適切な支援につな

げていくことにあります。

さて、昨年5月、埼玉県で26歳の娘さんが60歳の母を殺害、介護に疲れたと供述をしております。また、昨年4月29日には、仙台で68歳の息子が94歳の母親を殺害した容疑で逮捕されました。容疑者は、母親の介護に疲れた末の殺人と認めております。このような事件が毎年20件から30件起きております。

介護者の実態はどうなっているのか。公的な調査はありませんが、日本ケアラー連盟とNPO法人介護者サポートネットワークセンター・アラジンが平成22年に行った実態調査がございます。2,075人の調査結果から、体に不調を感じている人は2人に1人、そのうち20人に1人は受診をしたくてもできない状況にあります。心の不調を感じている人も4人に1人います。また、5人に1人は孤独感を感じています。

今後、介護を理由とする痛ましい事件が起きないように、介護するケアラーへの支援が必要であり、特にうつなど、心が不調であるケアラーを早期発見し、必要な支援につなげることで、また、社会から孤立することなく、本人が尊厳を保ちながら無理なく介護を行うことができるようにすべきであります。そのために、ケアラー支援制度、仕組みの構築が必要と思いますが、執行部の考え方をお伺いいたします。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（安丸千奈美君） では、ケアラーとは、無償で介護や看護をする人のことであり、高齢者の介護だけでなく広範囲にわたっておりますけれども、ただいま御質問にございましたような、高齢者に関するケアラー支援について御答弁を申し上げます。

介護が必要な人を社会全体で支えるための仕組みとして、2000年4月から始まった介護保険制度は、20年が経過する間に介護を取り巻く環境の変化に対応するための改正が行われ、また、様々な制度を取り入れ、今日に至っております。

超高齢社会を迎える中、朝倉市の令和3年5月末の高齢化率は35.1%で、国や県を上回っており、今後、さらに後期高齢者や認知症高齢者、それから、独り暮らしの高齢者など、何らかの支援を必要とする高齢者の増加が見込まれております。同時に、議員がおっしゃいますように、介護するケアラーへの支援の必要性も増すことが見込まれます。

このような状況の中、朝倉市の支援の構築としては、介護サービスを利用したケアラーへの支援策があり、一例ではございますが、介護をする家族が休養したいときや冠婚葬祭や買い物などの所用で外出をしたいときに利用できるショートステイやグループホームの充実などにより、ケアラーの身体的、精神的負担軽減が図れるような支援制度がございます。

それから、令和2年度には、認知症の人やその家族が地域の人や専門家などと交流を図り、お互いの悩みなどを共有し、理解しあえるような場所にと、認知症カフェ、こちらを設置をいたしました。さらに、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症を正しく理解し、認知症の方やそのご家族を温かく見守り、支援する応援者を養成していくもので、こ

からは令和2年度には約300人の方に受講をいただいております。

それから、また、市内3か所にごございます地域包括支援センターでは、高齢者の介護に関する様々な制度や相談窓口を設けております。このような様々な仕組みがございますので、引き続き市民の皆様への情報発信に力を入れまして、窓口の周知を行い、困りごとなどを相談していただくことが介護を理由とする痛ましい事件や社会からの孤立などが起こらないようなケアラー支援につながるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。

ちょっと回答とまた重複する部分があるかと思いますが、次の質問をさせていただきます。

令和3年の第8期介護保険事業計画の健康づくり、介護予防の強化に関する主要課題には、認知症の人を介護する家族等の負担軽減のことがうたってありますが、このことを評価した上で、ケアラー支援の新たな事業の創設や拡充が必要と考えております。それは、自ら手を挙げてカウンセリングや相談などをできる人はいいんですが、問題は、1人で悩み、我慢しているケアラーでございます。特に、精神的にうつになるようなリスクの高いケアラーをどう探し出し、必要な支援につなげていくか。そのためには、まず、ケアラーの実態を把握するための調査が必要であろうかと思っております。また、介護しているケアラーも大切な1人であると、多くの人に理解をしてもらうための周知と啓発も必要になってくるのではないかと思います。ケアラー本人にも大切な1人であることを知ってもらうこと、また、地域の方々に理解してもらうことは、地域でケアラーをさせることにつながると思っております。

そして、事業者の方に理解してもらうことは、今度は介護離職をなくすことにつながっていくと思っております。さらに、人材育成や日常のつながりです。ケアラーと担当者が日常からつながっていることが何よりも大切だと思います。ちょっと重複する部分がございますが、もう一度、見解をお願いいたします。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（安丸千奈美君） 朝倉市では、令和3年度から令和5年度までの第9期高齢者福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定するにあたりまして、在宅で生活をしている人及びその家族介護者、ケアラーから家族介護の実態、家族介護者の就労状況など、在宅介護実態調査を行っております。調査結果では働きながら介護を行っている人が約5割おられます。それから、また今後も働きながら介護を続けていける方が約7割、そういうふうに考えておられる方が約7割、一方で、働きながら介護を続けていくのが難しいというふうに考えておられる方が1割強といった結果となっております。

今回の実態調査においても、働きながら介護を行うケアラーの心身の健康や収入確保への支援策として、雇用環境の整備や介護休暇を取得しやすい雰囲気づくりなどが求められ

ており、事業者の啓発が必要だというふうに考えております。

また、介護が必要となった場合、ケアマネージャー、こちらが介護が必要な方のケアにとどまらず、ケアラーの負担軽減や介護と仕事の両立ができるようなケアプランの提案に対応できるように、年数回の研修を実施をしております。

先ほどのケアラーの支援の仕組みと重なっておりますけれども、地域の認知症サポーターの皆様の応援や御理解も力になるというふうに思っております。さらには、市内3か所にある地域包括支援センターが市と連携をしながら、地域の高齢者が抱える様々な問題を整理し、医療機関、介護サービス事業者、地域と連携しながら支援する、そういった調整役を担っており、今後も充実を図りながら支援を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございました。

今後、この問題はもっと深刻になってくる可能性がありますので、ぜひとも地域全体でケアラーも支援してあげるといふ、そういうものも考え方の中に入れていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

続きまして、介護する方の経済的負担軽減につきまして、質問をさせていただきます。

これは、私ごとでございまして、私の感じたこととございますが、昨年12月に私の母が90歳で亡くなりました。87歳くらいからですが、最初はお風呂に1人で入れなくなりました。そして、その次は茶の間で椅子に座ってテレビを見ていても転げ落ちると、そういうふうになりまして、やがて歩けなくなりました。仕方なく亡くなるまでの約2年間を介護老人保健施設で過ごしていただくようにいたしました。そうすると、今度は施設を利用する費用が毎月10万円以上かかるようになりました。当時、2人の子どもの教育ローン返済や住宅ローンの返済で大変でございました。私の大事な母親ですから、優先順位第1位で対応しようと思っても、毎月の支払は大変でした。

私はふと思ったんですが、介護をしたり、施設に預けてある御家庭によっては、大変な思いをされている方もいらっしゃるのではないだろうか。なぜならば、私の家は共働きでございまして、我が家がこんなに大変なんですから、困りきって、中には生活保護を願う人もいるかもしれないと思いました。でも、そこまでいなくても、ギリギリで頑張っている方もいらっしゃるんじゃないかと。そんな御家庭の方々に対する御支援策は、現在、何かございますでしょうか。今後、高齢化がもっと進み、介護者や家族にも負担が大きくなると思われそうですが、対策はございますでしょうか。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（安丸千奈美君） 介護する家族に対する負担軽減のための経済的支援策について御答弁を申し上げます。

朝倉市では、現在、介護する家族に直接給付を行う、そういった制度は設けておりませ

んけれども、同じ月内の介護サービスの利用者負担が高額になり、所得に応じた上限額を超えた場合に、申請によって上限を超えた部分が払い戻される、そういった制度はございます。また、特別養護老人ホームなどの施設を利用する場合、低所得者の人の施設利用が困難というふうにならないように、申請により、食費と居住費などが軽減される制度がございます。

それから、今後のさらなる高齢化に向けての部分でございますけれども、経済的な支援策は、先ほど答弁を申しましたような現在の制度を御利用いただきたいというふうに考えておりますが、併せて、高齢者の介護要望への取組が介護を受けている場合であっても介護度が進まないように維持することや改善につながることを、こちらは最終的には介護をするケアラーの負担軽減、そういったことにもつながるといふふうに考えております。

デイサービスやショートステイなどの介護サービス事業の充実ということも必要だといふふうに考えております。また、通所型サービスや訪問型サービスなどの総合事業による介護予防や配食サービス事業や緊急通報システムなどの高齢者福祉サービスによる在宅生活支援を充実させまして、今後のさらなる高齢化に向けた取組を行っていききたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございました。

私は、やっぱり共働きで働いて、年収的にもあるんじゃないかと思っておりましたけど、非常に実感としては厳しいものがございましたので、今日は特別、データとか、数字とか、持ち合わせていませんので、また今度、質問をさせていただこうと思っております。宜しくお願いします。

続きまして、防災・現在につきまして質問をさせていただきます。

まず1番目、液体ミルクを備蓄できないかとの質問でございます。

今年も昨年に引き続きまして、コロナ禍での出水期の季節になりました。防災・減災については12月議会で質問をさせていただいた、ペットと一緒に避難できないかとの質問に対しまして、本年6月1日号の広報あさくらに、朝倉地域生涯学習センターに隣接する朝倉支所の車庫をペットスペースとして開放する旨が掲載され、大変うれしく思いました。本当にありがとうございます。

今回は、液体ミルクの備蓄の必要性につきまして質問をさせていただきます。

この質問は前にもさせていただきました。液体ミルクは、粉ミルクのようにお湯で溶かす必要がなく、開封をして哺乳瓶に移しかえればすぐに赤ちゃんに与えられることができます。赤ちゃんにとって、必要なビタミンやたんぱく質など、母乳に近い栄養素が含まれており、常温では約18か月間保存が可能です。

液体ミルクで期待されるのが、災害時の活用です。災害時は、ストレスや疲れで母乳が出にくくなります。また、哺乳瓶を洗う衛生的な環境が避難先にもない場合もあります。し

かし、液体ミルクであれば、お湯を沸かしたり、清潔な水がなくても簡単に授乳でき、災害時に赤ちゃんの命をつなぐ貴重な栄養源になります。

一方で、備蓄品になりにくい課題もあります。粉ミルクに比べて割高である。そして、液体ミルクの認知が進んでいないことです。先例としまして、西日本豪雨や北海道胆振東部地震では、救援物資として届けられましたけども、残念ながら十分活用されませんでした。原因としては、受け取った自治体や被災者に使い方の知識がなく、安全性などに不安を抱いた点が指摘されております。

近隣の自治体の状況を見ておりますと、大野城市、春日市、太宰府市については既に導入されておりまして、使用期限が来そうになったら、子育て支援包括センターなどで頻繁に活用をされているようであります。筑紫野市、筑前町、那珂川市は、企業と協定を結んで、必要時に対応するようになっているみたいです。

液体ミルクの災害備蓄品として採用していただきたいと思います。本市のお考えはいかがでしょうか。

○議長（半田雄三君） 総務部長。

○総務部長（森山浩二君） 液体ミルクを災害用備蓄品として採用できないかという御質問だと思います。

備蓄品に関する基本的な考え方は、住民自らが準備することを基本としつつ、市としても、大規模な災害が発生した場合に備え、食料や水など生活維持に必要な物資を備蓄するようにしております。

液体ミルクは、水や煮沸消毒を必要とせず、開封後、すぐに授乳することができ、常温保存が可能のため、災害時の母乳代替食品としても活用が期待されております。しかし、乳児が液体ミルクなどを飲めない、好まないケースもございます。

このようなことから、液体ミルクの備蓄につきましては、まず、乳児のいる御家庭に準備をしていただきまして、災害時には各家庭の非常用持ち出し品として備えていただきたいと考えているところです。市におきましても、様々な災害状況を考慮しまして、必要最低限、備蓄するようにしております。

また、災害時に液体ミルクを含め、必要な物資を速やかに調達ができますよう、小売事業者との間で物資供給協定の締結に向けた協議を進めているところでございます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） 最低限の液体ミルクを備えていただけるということで、一步前進じゃないかと思っております。ありがとうございます。

今後、恐らく自治体の職員の方も、また、市民の皆様もまだまだ液体ミルクの使い方に慣れていらっしゃる方が多いと思いますので、そういった使い方の広報等もよろしくをお願いをしたいと思っております。

次の質問にちょっと関連するんですが、防災備品の中に生理用品は備えてあるかの確認

をしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（半田雄三君） 総務部長。

○総務部長（森山浩二君） 生理用品につきましては、必要不可欠な生活物資としまして、最低限、必要と予測される数量を準備しております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。次の質問です。コロナ禍支援につきまして、まず1番目、生理の貧困についての取組に質問をさせていただきます。

コロナ禍における女性の生理の貧困につきましての質問です。

今、世界各国で女性の月経に関する生理の貧困が問題となっております。生理の貧困とは、生理用品を買うお金がない、また、利用できない、利用しにくい環境にあることを指し、発展途上国のみならず、格差が広がっている先進国においても問題となっております。

この生理の貧困解消のために、例えばイギリスでは、全国の小中高で生理用品が無償で提供されていると報道されております。また、フランス、ニュージーランド、韓国なども同様の動きがございます。

この問題は日本でも無関係ではなく、先日、任意団体である＃みんなの生理が行ったオンラインアンケートによりますと、5人に1人の若者が金銭的な理由で生理用品を買うのに苦労した、ほかのもので代用しているなどの結果が出ております。また、貧困で購入できないだけでなく、ネグレクトにより、親などから生理用品を買ってもらえない子どもたちがいると指摘もあります。

このような状況を踏まえて、東京都は9月から全部の都立学校254校の女性トイレに生理用品を配布すると表明しました。

生理用品を無償で配布する動きは各地で広がっております。内閣府の調査によりますと、生理用品の配布を実施、または検討している地方自治体は5月19日時点で255にのぼるようです。公共施設や社会福祉協議会窓口で配布をしたり、小中学校のトイレに配備するといったケースが多いそうです。

朝倉市におかれましても、誰一人取り残さない社会を実現するために、1日も早く、このような女性の負担軽減に取り組んでいただくよう次の3つの質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目であります。災害用に備蓄している生理用品の使用期限切れ1年前ぐらいをめどに、必要な方には提供するなどの有効活用はできませんでしょうか。

○議長（半田雄三君） 総務部長。

○総務部長（森山浩二君） 御質問の件でございます。

議員が提案されました使用期限が近づいた生理用品を生活困窮者へ配布するということは、他の自治体でも取り組まれております。朝倉市では、生理用品の更新予定は当面ありませんけれども、使用期限が近づいた生理用品の有効活用につきましては、議員が提案さ

れたことも含めまして、今後、検討していきたいと考えておるところでございます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） 2番目です。市内の小中学校や公共施設などの個室トイレで生理用品を無償で提供することはできませんでしょうか。

○議長（半田雄三君） 総務部長。

○総務部長（森山浩二君） 2つ目の御質問でございますけれども、これまでも市のほうは新型コロナウイルス感染症対応の生活困窮対策としまして、子育て世帯への特別給付金事業や特別定額給付金事業、臨時特別出産祝金事業など、様々な事業を実施してきました。

市としましては、議員提案の事業も含めまして、あらゆる方々に対し、どのような方の生活が困窮しているのか、また、どのような事業に困っているかなどの状況把握の上、適切でより効果が高い事業を選択していくべきと考えておるところでございます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） 3つ目の質問をさせていただきます。経済的理由やネグレクトなどで生理用品を無償で手に入れにくい方の手に届くように、担当部署を決め、必要とされる方に無償提供するとともに、市民への周知に取り組めないでしょうか。

ちょっと先ほどの質問と似ていますが、少し違います。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（安丸千奈美君） 経済的理由やネグレクトなどで生理用品を手に入れにくい方のために、担当部署を決めて無償提供することができないかということの御答弁でございます。

ただいま福祉事務所、こちらのほうで生活困窮者に対する相談支援を行っております。相談の多くは生活全般についての支援となっております、生理用品についても、この中に含まれているというふうに考えております。

生活困窮やネグレクトの相談を受ける中で、緊急に経済的支援が必要な方には、社会福祉協議会と連携をいたしまして、社会福祉協議会が行っているふくおかライフレスキュー事業というのがございまして、そちらのほうにつないでおります。そちらで必要な生活物資を現物で給付をしております、生理用品についても、御要望があれば給付を行っているということでございます。

ふくおかライフレスキュー事業と、今、私が申し上げましたものは、例えば今日食べるものがない、それから、電気やガス、水道などを止められた、それから、介護や障害などの悩み、虐待など、生活に関する様々な困りごとに対しましての相談を受け付けて、必要な制度やサービスにつなぎ、生活が安定するまでの支援を行うというような事業でございます。緊急の場合は、食糧支援などの現物給付が行われており、給付する物資は、主に協力企業などから無償で提供をされております。

また、市民への周知については、引き続き生活困窮者に対する支援事業について周知を

行っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） どうもありがとうございます。

特に、自分のほうから生活に困っていますとって手を挙げてお願いするのは非常にしにくいと思うんです。その辺をもっとやりやすいような周知とか、仕組みを作っていたければと思っております。よろしく願いいたします。

ちなみに、近隣の自治体の状況でございます。

筑紫野市は、今年から生理用品を備蓄品に加えたため、期限切れはないんですけれども、困りごと相談課に相談をしたら、社協と連携をして対応してくれると。春日、大野城、太宰府市は、既に防災備蓄品に期限を設けて活用するようになっておるとのことでございます。本市におきましても、よろしく願いをいたします。

次の質問に移らせていただきます。

コロナ禍において困ったことへのワンストップ相談窓口の設置につきまして質問をさせていただきます。

様々なコロナ禍に対する支援策が、国、県、市から様々打ち出されておりますが、市民目線で分かりやすいワンストップ相談窓口があれば大変に喜ばれると思っておりますが、そういった相談窓口は現在あるのかについて質問をさせていただきます。

ちなみに、私は、たくさんの居酒屋の経営者や飲食店の方々に、毎日2人から3人お会いしまして、生の声を聞かせていただきました。たくさんの声をいただいた中で一番多くいただいた声は、様々な支援策があるのは分かるが、申請がもっと簡単にできないかということでした。

これは1つの例でございますが、先月、知人の会社経営をされてある方から相談をいただきました。社員の1人の家庭でコロナ感染者が出たので、心配をして、従業員6名、全員のPCR検査を自主的に会社で行ったそうであります。病院に行きました。結果、1人の陽性者が出て、会社全員が濃厚接触者として約2週間休業しなければならなくなりました。この状況に対して、保健所、商工会議所や役所、厚労省のホームページなどで問い合わせをしたが、横のつながりがあまりないのか、どのような支援策があるのかが、なかなか分かりづらく、約一週間がかりで雇用調整助成金の申請と傷病手当の申請をされたそうです。いざというときに、即座に、的確に対応してくれるような、そういった窓口があればと思いました。

質問ですが、ワンストップ相談窓口というものは朝倉市にありますでしょうか。また、現状、どのような対応がなされてありますでしょうか。

○議長（半田雄三君） 総務部長。

○総務部長（森山浩二君） コロナ支援に係るワンストップ相談窓口はあるのかと、どういう対応をなされているかという御質問だと思います。

コロナ支援に係りますワンストップ相談窓口のほうは、市のほうは設けておりません。相談の内容が個人の生活に関するものなのか、中小企業などの事業の経営等に関するものかにより、対応する部署や支援策が異なっております。それらに一括して対応できるような相談窓口の設置は、現状、困難であります。

現在は、それぞれの相談内容によって各担当部署が対応している状況でございます。

以上です。

○議長（半田雄三君） 農林商工部長。

○農林商工部長（武内政喜君） 事業者に係る相談窓口の現状についてお答えをいたします。

事業者については、商工観光課で相談等の対応をしておりますが、支援策は、国、県、市、金融機関等で申請方法や内容が違うため、市ですべての支援策について対応することが困難であるため、事業者が要望される支援の内容によってそれぞれ相談先を紹介しているような状況です。

また、オンライン申請のみの国の支援策については、申請困難者のため、申請サポートを朝倉市商工会に委託をしております。

今後も事業者の要望に沿った支援策の情報提供ができるよう、事業者と情報共有し、しっかりと連携を図っていきたくと考えております。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（安丸千奈美君） それでは、私のほうからは個人の生活困窮者に対する相談窓口の現状についてお答えをいたします。

福祉事務所では、コロナ禍にかかわらず、自立相談支援、それから、住居確保給付金、就労準備支援、家計改善など、生活改善を目指した相談支援や給付のほうを行っております。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等によりまして、一時的な資金が必要な方や生活の立て直しが必要な方に対する支援は、社会福祉協議会が窓口となっている生活福祉資金のうち、総合支援資金、緊急小口資金について、令和2年3月から特例措置による貸付事業が行われております。失業等によりまして、生活が困窮された方へ生活の立て直しのための総合支援資金貸付では、福祉事務所ですべて自立相談支援などの生活困窮者に対する相談支援、こちらを受けていただいて申請するようになっております。

そのため、令和2年5月からは、相談員を増員しまして対応をしているところでございます。また、相談者の利便性と負担軽減を図るため、市が行う自立相談支援と社会福祉協議会が行う資金貸付の申請が、社会福祉協議会の窓口で一緒にできるように窓口サービスのほうを行っている。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永議員。

○2番（徳永秀俊君） ありがとうございます。

今の現状をお聞きしまして、行政の皆さんもしっかり頑張っていたいただいていることは伝わってまいりました。ただ、市民目線で見るときには、まだまだ不満な点も多いのではないかと考えております。今後とも、研究、検討していただき、1ミリでも2ミリでも市民満足度を上げていく努力をお願いして質問を終わります。以上でございます。

○議長（半田雄三君） 2番徳永秀俊議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。10時50分より再開いたします。

午前10時39分休憩